

# 船舶事故調査報告書

平成25年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年2月23日 06時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市三浦湾南東方沖 対馬市所在の折瀬鼻灯台から真方位140° 160m付近 (概位 北緯34° 17.9′ 東経129° 23.6′)
事故調査の経過	平成24年4月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三祐福丸、19トン NS2-16914（漁船登録番号）、個人所有 22.10m×4.23m×1.73m、FRP ディーゼル機関、610kW、昭和63年7月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年5月26日 免許証交付日 平成20年5月20日 (平成25年8月6日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	球状船首に破損、船底外板に破孔及び擦過傷、シューピースに切損、プロペラ翼及びプロペラ軸に曲損、舵頭材に折損
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、福岡県福岡市博多港で水揚げを終え、船尾喫水約2mにより、船長が単独で操船を行い、長崎県対馬市美津島町の三浦湾に向けて帰航していた。 船長は、長崎県壱岐島を通過した頃から眠気を感じ、コーヒーを飲んだり、ガムをかんだりして眠気を払いながら、長崎県対馬南東方沖を、椅子に腰を掛けて約9ノットの速力で自動操舵により北西進した。 船長は、三浦湾湾口の南東方4海里付近で作業中のイカ釣り漁船2隻を認め、自動操舵で漁船を避けて再び針路を三浦湾湾口に向けたのち、居眠りに陥り、平成24年2月23日06時30分ごろ本船が折瀬鼻南東方沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、衝撃により目を覚まし、浅所に乗り揚げたことに気付き、

	<p>停止していた主機を起動し、後進にかけて離礁を試みたものの、船底で異音が生じて主機が再度停止したため、自力で離礁することを諦め、携帯電話で僚船の船長に救助を要請した。</p> <p>本船は、到着した僚船により浅所から引き下ろされ、付近の造船所まで曳航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視程 約4 km</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約0.7 m</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故発生の約21時間前、船上で約2時間の睡眠をとってからは連続労働となっていたものの、過去に同様な経験が幾度もあり、その時はコーヒーを飲んだり、ガムをかんだりすることで居眠りに陥ることはなかった。</p> <p>船長は、通常であれば博多港で水揚げをしたのち、上陸して夜食をとり、睡眠をとってから出港していたが、本事故発生前日は雨が降っていたため、上陸をせずに出港した。</p> <p>本船は、船長のほかに甲板員1人が資格を有し、本船を操船することができたものの、専ら船長が1人で操船を行っていた。</p> <p>船長は、本船が乗り揚げた浅所の存在を知っていた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、対馬南東方沖を自動操舵で北西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、折瀬鼻南東方沖の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、対馬南東方沖を自動操舵で北西進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、折瀬鼻南東方沖の浅所に向けて航行し、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>船長は、本事故後、資格を持つ甲板員と交替で当直を行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・眠気を感じたときは、立って操船をしたり、体操をしたりして居眠りの防止に努めること。</li> </ul>